

平成20年 2月 定例会

◆(淵上陽一君) 続きまして、**農業問題について**お尋ねいたします。

私は、たばこ農家の息子として生まれ、高校を卒業後JA熊本果実連に入社して以来、多くの農業関係者の方々に御指導をいただいたおかげをもちまして今日ある人間でございますので、県議会議員として、熊本県の農業振興をライフワークの一つとして取り組む決意をいたしております。

その私が現在最も心配しております問題は、**燃料費の高騰による農業経営**の危機的状況であります。

燃料価格の上昇は、農業全体に重大な影響を与えておりますが、中でも、熊本県が全国一の面積を誇る施設園芸農家は、温室暖房に用いる重油価格の高どまりによって、極めて深刻な打撃を受けております。

本日は、皆様に、その深刻さを御理解いただくための実例としまして、JA鹿本におけるハウスミカン農家の経営収支を御紹介したいと存じます。

鹿本地域における農業用重油の価格は、平成 16 年まではリッター45 円前後で安定しておりましたが、平成 17 年から原油価格の上昇に伴って上がり続け、こし1月には 83 円 16 銭に達しました。

これを、ハウス 10 アール当たり年間2万 2,000 リットルの重油を使用して、ハウスミカン5,600キロ収穫し、キロ当たり700 円で販売する標準的なミカン農家に当てはめると、重油価格が 45 円であったときは、10 アール当たり 83 万円の所得を得ていたものが、現在の重油価格では、経費さえ賄えず、逆に1万円の赤字に転落しております。

この燃料価格高騰が一時的なものであれば、価格が下がるまで歯を食いしばって耐えることも可能でありましょう。しかし、石油専門家の見解は、原油価格が大幅に値下がりする可能性は少ないという見通しばかりであります。とするならば、燃料価格の高どまりは解消されず、その結果、遅かれ早かれ施設園芸の経営が困難になることも予想されます。

このような最悪の事態を回避するためには、省エネ栽培技術や重油代替燃料を活用したハウス加温技術の導入が必要であります。現在の状況が続く、農家が弱れば弱るほど、新規の投資に踏み切る決断は困難になります。

そのため、行政による強力な支援が必要なことは申すまでもなく、短期的には、燃料購入費に対する支援、中長期的には、新技術、新設備導入に対する支援が求められるところであります。

つきましては、熊本県が全国に誇る施設園芸が、現在の苦境を脱し、新たな発展を遂げるために、県としてはどのような方策が有効と考えておられるのか、そして、その方策を導入するに際して、どのような支援が期待できるのか、お伺いしたいと存じます。

次にお尋ねいたしますのは、**農地取得後の下限面積要件の緩和について**であります。

農地の取得に当たっては、農地法により、取得後の面積が 50 アール以上必要と定められておりますが、農地法施行規則改正による新制度導入に伴い、知事が 10 アール以上で定める

任意の面積を別段面積として定めることが可能となりました。

本来、農地法が下限面積を 50 アールと定めたのは、零細な農業経営の規模拡大と構造改善を目的としたものであります。

しかし、中山間地域で急速に進む過疎化と高齢化によって、農業従事者の高齢化と担い手不足が深刻化し、遊休農地の拡大、農地の売却希望に対する購入希望者の不足等が大きな課題となっております。

その結果、生産力が低下することに加え、農地の維持管理が困難になることによって、水源涵養などの多面的機能や地域のコミュニケーションの維持すら懸念される状況が生まれております。

ちなみに、山鹿市では、耕作放棄地が年々とふえ続け、平成 17 年には 568 ヘクタールと、耕作放棄地の比率は全体の 10%に達しております。

こうした現状を打開するためには、新規就農希望者等の農地取得を容易にし、地域の特色を生かした農地の活用を図り、定住交流人口の増加による地域活動の創出と農地の流動化を促進し、遊休農地の解消、担い手の確保、ひいては新規就農者や定年帰農者の増加に結びつく制度改革が必要であると考えます。

そこで、山鹿市を含め、こうした問題に直面している地域を対象に、農地取得の際の下限面積を思い切って最低の 10 アールに引き下げることにはできないものか、お尋ねいたします。

なお、下限面積の引き下げは、あくまでも農振農用地を除いた区域で設定されるべきものでありますことをつけ加えます。

以上2点について、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長山本隆生君登壇〕

◎農林水産部長（山本隆生君） まず、第1点目、施設園芸農家に対する重油価格高騰の支援策についてでございますが、御質問にありましたように、重油価格の高騰により、農業経営が非常に厳しい状況に置かれていますことは、私どもも十分に承知いたしております。

この重油価格が高値で推移することが見込まれる中、施設園芸農家の経営安定を図るには、当面の対策といたしまして、まず重油代の節約につながる栽培技術の導入、そして運転資金の確保、それから熱効率の高い省エネルギー機械施設等の導入が有効でありまして、また、長期的には、石油代替エネルギーの導入が有効と考えております。

このため、技術指導の面では、栽培時期の見直しや保温効果の高い被覆資材の使用等を実施いたしております。

また、運転資金としては、重油に要する経費の融資や貸し付けまでの期間を短縮するクイック融資制度等、低利な制度資金の弾力的な運用にも努めているところでございます。

さらに、ハウス内のエネルギー効率を高める二重カーテンや排熱回収機等の導入も支援いたしているところでございます。

このほか、本年1月には、農家からの相談に対し、これらの対策を活用してきめ細かに対応するため、各地域振興局等に相談窓口を設置したところでございます。

なお、長期的対策といたしましては、安価で農家が使いやすい石油代替エネルギーによる暖房システムが必要でございます。このため、県において、実証試験や効果測定を実施いたしますとともに、国に対しても、その技術開発について働きかけを行っているところであります。

施設園芸作物は、本県農業を支える重要な作物でありまして、県としては、このような取り組みを通じて、施設園芸農家がこらむる重油高騰の影響緩和に今後とも努めてまいりたいと考えております。

次に、第2点のお尋ねでございます。

農地取得後の下限面積要件の緩和についてでございますが、平成15年の構造改革特別区域の導入及び平成17年の農地法施行規則の改正等によりまして、一定の要件のもとに緩和できることとなっております。お尋ねにありましたとおりでございます。

県内におきましては、菊池市が構造改革特別区域として認定されまして、また、他県においても緩和に取り組んでいる状況にあります。導入された地域におきましては、耕作放棄地の発生防止や新規就農者の中山間地への定住等が促進されたと聞いておりまして、産業政策や地域政策の両面で効果があると考えております。

しかしながら、農地を取得後、継続して維持管理ができるのか、あるいは営農目的以外への転用の心配がないかなどの懸念もありますため、継続的な営農活動への支援体制の整備や農業委員会における十分な審査等が必要でございます。

また、緩和する区域や面積につきましては、耕作放棄地がどの程度あるか、農地がどのように利用されているかといった地域の実情が異なりますことから、一律に設定できるものではないとの課題もあり、市町村農業委員会と個別に十分協議を行う必要があります。

ただ、県といたしましては、農村の活性化を図る上からも、一定の条件の地域で農地の有効利用等を図るとした農地法施行規則の改正の趣旨を踏まえまして、先ほど述べました懸念や課題を解決しながら、下限面積の緩和に取り組んでまいります。

〔淵上陽一君登壇〕

◆（淵上陽一君）ありがとうございました。

本県の基幹産業である農業の弱体化を食いとめるために、最大限の御支援をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

1つ要望がございます。

それは、あか牛についてであります。

熊本県は、全国一のあか牛の生産地ですが、9年前に黒牛との比率が逆転して以来、両者の差は広がるばかりで、現在は、黒牛6万4,000頭に対し、あか牛は2万2,000頭と、3割を切る数にまで落ち込みました。

その理由としては、黒牛に比べて1頭20万円も安い価格でしか売れない評価の低さと県内外での販売が低迷していることが挙げられます。

こうしたあか牛の市場縮小を食いとめるために、県内外における販売拡大策、とりわけ学校給食への普及による地産地消の推進など、県内消費者に対するあか牛の宣伝に力を入れていた

だきますようお願いをいたします。

また、昨年熊本県と家畜改良センターにより始められたあか牛の品種改良業務を大いに推進していただくよう、あわせてお願いをいたします。